

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二発電所の設計及び工事計画変更認可申請（火災防護審査基準の改正に伴う基本設計方針の変更）」【11】

2. 日時：令和5年10月6日（金）13時31分～15時35分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（◎・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥安全規制調整官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、

畠山安全審査官、伊藤安全審査官

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災対策室長◎、星野室長補佐◎、西野室長補佐、高橋係長◎、

田邊係長

日本原子力発電株式会社：

発電管理室 部長 他9名（うち3名はTV会議システムによる出席）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

・資料1 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書 確認事項整理表【SA変認（火災防護審査基準改正に伴う火災感知器の種別及び配置の変更）】

・資料2 東海第二発電所設計及び工事計画変更認可申請 火災防護審査基準改正に伴う火災感知の種別及び配置の変更 第1185回審査会合（2023年9月19日）における指摘事項への回答

・資料3 東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請書補足説明資料（改10）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の西内です。それではこれから東海第2発電所の火災感知器バックフィットに係る設計及び工事計画認可申請のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:12	早速ですけど前回のヒアリングを踏まえて事実関係をちょっと中追記修正いただいておりますので、まずはもう1年通して一度ご説明いただいて、
0:00:24	まとめて事実関係の確認を進めさせていただければと思います。まだ日本原燃の方から説明をお願いします。
0:00:32	下の三つです。資料の方説明いたします。
0:00:35	本日は資料1として確認事項整理表、資料2としまして審査会合における指摘事項への回答、資料3としまして、
0:00:44	補足説明資料の方、ご準備しております。
0:00:48	では、
0:00:49	資料1の方、
0:00:51	確認事項整理表ですね、こちらに沿って、
0:00:54	修正箇所の方へ説明いたします。
0:00:58	まず確認事項リストの20分の18ページですね。
0:01:06	確認事項のナンバー117番、こちらが技術基準規則の条文ですね、適合対象条文についての再整理を行いましたので、
0:01:17	こちら回答としましては、技術基準規則10条の適用となる火災感知器については、
0:01:25	発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類指針審査指針においてMSさんに定義される自動火災、自動消火設備起動用の火災感知器となりますが、事業者としまして、
0:01:38	火災感知設備用の火災感知器についても、
0:01:41	適用の範囲としております。
0:01:44	その上で火災防護審査基準の改正を踏まえて、
0:01:47	火災感知器の種別配置の変更に当たり、環境条件を考慮しているため、14条については適合の要否判断を0としております。
0:01:59	また、6条の津波、7条の外部事象、
0:02:03	12条の溢水、13条の安全避難通路につきましてはDB施設に対する要求であること。
0:02:11	8条の立ち入り、
0:02:13	の防止、九条の不法な侵入等については事業所に係る要求であることから適合要否判断を三角としております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:21	また、10 条の急斜面地ですね、こちらについては東海第 2 が設置される敷地が
0:02:29	急斜面地に、の崩落に、
0:02:31	よる災害の防止に関する法律に基づき、急斜面地崩落危険区域として指定された地域に該当しないため、適合の要否判断をバツとしております。
0:02:43	こちらが、資料 3 の方の、
0:02:53	通しの右下のページの 2 ページ以降ですね、2 ページから、
0:03:01	5 ページのところまで、今ご説明した通り、それぞれ適合の要否判定ですね。
0:03:08	について、
0:03:09	修正及び理由の方も、先ほど説明した通り、DB施設である等で修正の方をしております。
0:03:19	こちらに合わせまして、
0:03:21	へえ。
0:03:25	資料 2 の 23 ページ。
0:03:28	になります。
0:03:35	こちらでも、適用条文の表を入れておりますがこちらも
0:03:41	0 にしたものについては審査対象条文整理表の方で、
0:03:46	へえ。
0:03:47	行政と、
0:03:50	確認、条文につきましては下のところですね、条文の方、記載をしております。
0:04:05	はい。こちらと修正としましては、以上となります。
0:04:10	続きまして、資料 1 確認事項整理表の 19 ページのところも、
0:04:17	118 番。
0:04:18	なります。
0:04:22	こちらにつきましては火災感知器を設置した場合と同等の保安水準を確保する設計につきまして、
0:04:28	当該区域につきましては設置した場合は、有効に感知することが困難と評価しているため、どの本筋が何を
0:04:35	指すのかを整理して記載の方、
0:04:38	適正化。
0:04:40	ということで、資料 2 の 5 ページ。
0:04:44	になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:49	こちらのA3の1、基本設計方針の適正化のところの1ポツの黄色いハッチをしているところですね。
0:04:57	につきまして火災感知器が有効に感知可能な場合と同等の保安水準を確保する、代替措置を講ずる設計としている。
0:05:05	ということで修正をいたしました。
0:05:09	続きまして、資料1の、
0:05:13	ナンバー119に、
0:05:15	なります。
0:05:16	こちらが、消防法または建築基準法を踏まえて適切に火災感知を行う設計とするにつきましては、原則に基づくもの、例外によるものがわかるよう記載を適正化することということで、
0:05:29	資料2の、
0:05:31	ポツの7ページ。
0:05:32	なります。
0:05:37	こちらで今回の基本設計方針見直し案としまして、黄色ハッチングですね。
0:05:44	具体的には消防法または建築基準法に基づき火災感知器を設置する設計を基本とし、
0:05:51	火災感知器による火災の感知が有効でない場合は、代替措置を講ずる設計とするというふうに修正、記載を追加しております。
0:06:04	続きまして確認事項の120番。
0:06:07	なります。
0:06:10	こちらでは、火災感知器の代替措置として、講じる事項について、警報の発報を確認した運転員の対応に関して、シライユニット等に火災が発生した可能性も考慮してとあるが、
0:06:22	火災感知器設置の代替。
0:06:24	措置を明記する箇所であるため火災の発生を前提とした対応を講じることがわかるよう記載を適正化すること。
0:06:30	またちらユニット化等を設置する、区域区画の他に同様の代替措置を講じる区域公告についても明示することということで、
0:06:39	こちらが、ここ、
0:06:42	資料2の8ページの方を修正しております。
0:06:47	まず初めに、火災感知のところの三つ目の丸ですね。
0:06:53	警報の発報を確認した運転員はチラーユニット等の異常のほか、火災の発生を前提として、チラーユニットの各状態を確認することということで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:04	設備の異常と火災の発生を、どちらも前提として、対応するということ。
0:07:10	記載して、
0:07:12	あとですね。
0:07:13	同様に代替措置を講じる場所としまして、一つ目の矢羽根のところで、原子炉建屋、不足等の苦情及び緊急時対策所建屋、
0:07:23	ついて、対象であることを明記いたしました。
0:07:28	続きまして次の確認事項になります。121 番、
0:07:33	物理的に区分されない区域区画の境界を、
0:07:36	明示することということで、こちらが資料 2 の 11 ページから 13 ページ。
0:07:42	なります。
0:07:46	11 ページで例で押し目ご説明いたしますが、オレンジの枠で物理的に区分されていない箇所ということで、通常の
0:07:55	階段室の北川ですね、オレンジで囲ってこちらが物理的に区分されていない箇所であること。
0:08:02	認知しております。
0:08:08	続きまして、確認事項 122 番になります。
0:08:13	こちらが物理的に区分されてない区域角の設定の考え方。
0:08:17	また、火災が発生した場合の作業員は、火災発生場所を把握して、確実に中央性月に伝達できる運用になっていることを説明すること。
0:08:27	ということでこちらが、資料 2 の 9 ページ。
0:08:31	あります。
0:08:38	9 ページの方でまず区画の設定の考え方としまして、
0:08:43	矢羽根の 1 行目のところで、
0:08:45	区分がされていない火災区画である階段室アイス支出、常設低圧代替注水系、配管カルバートにつきまして衛藤米印を打ちまして、
0:08:57	※のところで、これらの価格の設定の考え方について、以下に示すということで、記載をしております。
0:09:05	一つ目のポツで階段数及びイセ指数は、放射性物質貯蔵等の機器等が設置される場所に該当するため、
0:09:14	火災防護審査基準の 2 ポツ、基本事項(1)で規定する、②の
0:09:19	放射性物質のちょうどまたは閉じ込め機能を有する構築物系統及び機器が設置される火災区域に該当いたします。
0:09:27	また、常設低圧代替注水系カルバート。
0:09:31	につきましても重大事故等対処施設を設置する場所であるため、火災防護審査基準に準じて、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:37	火災区域、火災区画を設定しておりますの、技術基準規則第 52 条、
0:09:42	につきましては、火災の影響軽減の要求はないため、
0:09:45	耐火廃棄等により分離する必要ないと考えております。
0:09:50	このためですね、2 ポツ目としまして、
0:09:52	ガイダンスパイプ地質常設低圧代替注水系配管カルバート。
0:09:57	につきましては、
0:09:58	火災防護審査基準に基づく耐火平均によって、周辺と物理的に移り、分 が要求される火災区画ではないことから、それぞれの場所における各 席の配置状況等を踏まえて、
0:10:11	火災感知の設計を行うにあたり、火災区画として設定して、
0:10:18	また、作業員が中央誠実に伝達する運用につきましては、
0:10:23	矢羽根の 3 行目の、
0:10:26	ところですね。
0:10:27	可燃物持ち込み禁止エリアであることを明示のところに、火災区画番 号、火災区画名称につきましても明示することを明記いたしました。
0:10:39	また、ポツの箇条書きされている三つ目ですね。
0:10:44	の 2 行目のところで、
0:10:46	後のところですね、中央制御室に火災は、
0:10:51	火災の発生した火災、
0:10:53	火災革命所へ、
0:10:55	発生状況等、連絡することを、
0:10:57	明記いたしました。
0:11:01	続いて次の確認事項となります。123 番。
0:11:06	あります。
0:11:07	こちらが、屋外開放の監視範囲の明確化。
0:11:12	資料 2 では 14 ページになります。
0:11:20	前回ではですね監視対象となる設備に対しまして火災の検知に影響を 及ぼす死角がないよう設置するため全体的に監視ということで記載をし ておりましたが、
0:11:30	設計としましては火災を有効に感知できるように設計をしておりますの で、
0:11:35	江藤小牧さんは不要であると判断し、全体的に関心ということは削除し ております。
0:11:46	続きまして確認事項 124 番になります。こちらが同じページですね。で、 それぞれ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:53	監視対象が、どのカテゴリーというか火災防護上重要な機器と、
0:11:59	そうですね。どこに分類されるかということで、14 ページ、図 5-1 の右側のところですね、熱感知カメラの監視範囲、
0:12:09	ということで、それぞれの設備がどれに該当するかというので、
0:12:13	丸尾、明示をしております。
0:12:20	続きまして次の確認事項となります。225 番で、
0:12:24	図 1、
0:12:26	図 6-1 のオペレーティングフロアです。
0:12:29	につきまして、監査範囲の関係がわかるようにということで、資料 2 の 15 ページになります。
0:12:39	こちらでですね、赤線は、炎感知器の監視範囲であることと、今回代表例としまして、①、
0:12:49	青い
0:12:51	文字ですね、②の緑文字のところ、炎感知器の対象のコウノ感知器と、その感知器の監視範囲を太線で、
0:13:02	示して、2 例ですね、明記しており、
0:13:10	続きまして、
0:13:13	確認事項の 126 番になります。
0:13:17	こちらはMACEトンネル室の空気の流れですね。
0:13:20	につきまして、断面図で追加しております。
0:13:25	そちらの資料修正が、
0:13:28	資料 2 の、
0:13:30	18 ページに、
0:13:31	あります。
0:13:36	前回断面のみとしておりましたが、
0:13:40	当然切る形で、B断面及びc断面ですね、北側に向かっているものと、南側に向かっているもの。
0:13:48	を追加しました。
0:13:50	空気の流れとしまして、瀬野ダムためイシイダム及び右下のところ、現在でもですね、
0:13:59	区域の中で、を記載しております。
0:14:04	また、様子見ですね、火災が発生した場合の、
0:14:08	書類の流れを、
0:14:11	風に流されて、セキネがこのように流れていくというのを示しておりまして、こちらの煙の流れに沿って、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:19	九電工の方に煙が流れていくということ。
0:14:23	示しております。こちらで有効に感知できると考えております。
0:14:31	確認事項の続いて、127 番になります。
0:14:37	こちらが自動消火設備起動用の感知器と、感知設備用の感知器の兼用に関して、
0:14:45	2018 年、本体購入時の兼用に関する資料があれば、提出すること、資料がない場合については補足出て、わかるよう、適正化することということでこちらが資料の修正の方をしております。c2018 年ちょっと、
0:15:01	本体購入時には説明資料が具体的になかったため、補足の
0:15:07	資料の 3 の方ですね。
0:15:10	の、70、右下 71 ページから、
0:15:16	示しております。
0:15:38	はい。A3 の大きいやつですね。はい。
0:15:42	こちらで 71 ページですと、
0:15:46	左下のところで、※1、※2 としまして、※1 が、区画内すべての熱感知器を自動消火設備と兼用しております。
0:15:54	また※2 につきましては、緑枠内の熱感知器について自動消火設備と兼用しておりますということで、それぞれ区画の番号の方にですね、米を打ちまして、
0:16:06	※1 であれば、このこちらの区画の中の熱感知器についてはすべて自動消火設備と火災感知設備の兼用を行っております。
0:16:15	※2 につきましては、
0:16:17	緑色、緑枠内につきまして、熱感知器を、自動消火設備と間接
0:16:24	兼用をして、設計をしております。
0:16:28	こちらの説明としては以上となります。
0:16:34	はい。
0:16:37	はい。衛藤キシダニシウチです。
0:16:39	ないと規制庁側から確認を進めていきたいと思いますが、またダイトウの方から、
0:16:50	規制庁伊藤です。それではですね私が質問を始めていきますけれども、条文整理についてはなんてカセセイリガクの、
0:17:01	考え方だっけ。
0:17:04	ほぼそそれだけかなと思うので、
0:17:08	確認事項整理表でいうと 118 番から始めていきたいと思います。
0:17:17	審査会合の指摘事項。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:22	ごとに区切って進めますけど、まず、
0:17:26	確認事項の 118 番から 120 番まで、
0:17:32	の関係ですかね。
0:17:35	118 番と 119 番。
0:17:39	については、私からは、
0:17:43	特に、
0:17:45	質問はないです。
0:17:48	120 番について、
0:17:50	120 番についてはまずちょっと、
0:17:58	資料に、今日のヒアリング資料 2 のパワポの 5 ページ目、
0:18:05	5 ページ目で、ちょっと確認なんですけど、
0:18:10	緊急時対策所建屋屋上についてもチラーユニット等が設置されていると。
0:18:16	チラーユニット等っていうのは何かというと上に定義が書いてあって、
0:18:23	スイッチギア 1 チギラユニット中央清家ツチャユニット及びバッテリーと送風機。
0:18:28	の三つですと。
0:18:30	この三つが緊急時対策所の屋上にもあるんですけど。ちょっとその確認なんですけど。
0:18:38	原電の新津です。言葉の定義がですねちょっと
0:18:43	施設ではなかったかなと思います、
0:18:46	充実対策所建屋につきまして、屋上につきましては、これらのシライユニットが、
0:18:56	どうか。
0:19:02	規制庁イトウですはい、すみません緊対所用のチラーユニット、
0:19:07	等、
0:19:10	などとおっしゃいました。稲葉通りは何かはい。
0:19:15	原電の新津ですけど、あと空調機が、
0:19:20	間人の違い。
0:19:25	等、
0:19:29	ちなみにそれって、90、
0:19:33	資料 3 の、
0:19:37	95 ページが図面だと思うんですけど、
0:19:42	K-4-3 っていうところが屋上、
0:19:47	だと認識してって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:49	この中で、どこにあるんでしたっけチラーユニットと空調機は、
0:20:01	原電の奥津です。まず、シライユニットにつきましては、
0:20:06	K-4-3 という方法が記載をされております。その上に、
0:20:13	四角が、
0:20:15	長方形が幾つか並んでます。
0:20:17	が、その 12356 の、さらに右側の、何も書いてないところですね、こちらに、とちらユニットが、
0:20:25	設置されており、
0:20:26	あと空調機につきましては、
0:20:30	K-4-2 から、こちら室内ですけどこちらから外に出てくるところをですね、
0:20:38	の扉のすぐ、
0:20:40	図面でいうと左側に空調機が設置され
0:20:51	江藤、本日ちょっと、
0:20:55	提出資料の中に入っていないのですが、前回のヒアリングの際に
0:21:01	障防法を、
0:21:03	を踏まえて適切に設置をしますという 1 種類を設置している図面があるんですがそちらの方には、
0:21:11	配置の方、入れさせていただいております。その席数等ですと、前回の資料の何ページかってわかりますか。
0:22:30	すいません発電所です。前回資料のページ数ということで、そちら側で大丈夫でしょうかわかりますでしょうか。
0:22:53	元のニイズです。申し訳ありません電子データでちょっと確認をしたんですが、
0:22:57	衛藤。
0:22:58	590 ページでちょっと入れていた。
0:23:02	つもりなんですけどちょっと入っていないので、こちらの方に、はい。
0:23:08	明記をさせていただきたいと思います。佐伯セトイトウです。
0:23:12	要するに原子炉建屋附属棟 9 条と同じような代替措置をとる。
0:23:19	緊対所を九条についても取るってということで、
0:23:24	原子炉建屋の屋上の方は、パフォニイズがあつて、わかるんですけど、緊対所の方も同じぐらいの説明が、
0:23:33	図でわかる、パワポじゃなくて補足でいいと思うんですけどそこで説明があるといいなと思ったということです。
0:23:42	はい。以前の日です。先ほどの泊図の方に

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:45	入れさせていただきたいと思います。
0:23:49	はい。規制庁伊東です。
0:23:52	ここまで 118 番から 120 番までで、まず、
0:23:59	規制庁側、笠井室も含めて、何かありますでしょうか。
0:24:06	はい。お願いします。
0:24:08	火災対策室タナベですいません今のところなんですけどお示しいただいた 9 次資料 2 の、あ、ごめんなさい、資料 3 の 95 ページ。
0:24:18	ごめんなさいこれ、勤怠上苦情という理解でよろしかったんですけど。
0:24:29	原燃の新津です。95 ページが緊対所の屋上で。はい。
0:24:36	火災対策室タナベですけど、ここは火災区域にはなっていないという理解でよろしいんですか。
0:25:02	原燃のニイズです。申し訳ありませんちょっと軽四の区域が今左上で赤線が引かれているんですが、ちょっとこちらへと。
0:25:12	誤りでして建屋全体ですね、が軽四の区域を設定して、
0:25:19	火災対策室タナベです。そうしますと 95 ページの建屋の外壁全体が火災区域という、そういう理解でよろしいでしょうか。
0:25:31	原電の新田ですその理解で問題ありません。
0:25:35	理解しましたありがとうございます。
0:25:42	他よろしいですかウェブ参加の方もやる。大丈夫ですかね。齋藤です。1 点だけですかね。
0:25:52	パワーポイントの 7 ページ目のところで、
0:25:57	表の 3-1 の設計方針の基本設計方針の見直し前後表の真ん中のところに黄色い
0:26:06	色づけしてあるんですけども、
0:26:08	このちらユニットの考え方なんですけど、
0:26:13	火災感知器による火災の感知が有効ではない場合っていう、
0:26:19	のは、結局、
0:26:22	感知が有効でないのかそれとも、火災感知器による火災の感知よりも、有効な手段がある場合にはっていうそういう話になるのか、すいませんちょっとその。
0:26:35	とらえ方をどっちなのかなというふうにすみませんのため確認させてください。
0:26:58	元れんの日です。火災の感知がいいということでない場合、
0:27:03	有効である場合につきましては火災感知器を設置することで考えているので全社でと考えております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:12	はい。火災対策室の齋藤です。
0:27:16	有効で、
0:27:18	ない。
0:27:20	というのはもう1回確認ですけれども、
0:27:26	火災を感知できないということでしたっけそれとも火災の感知、
0:27:31	が一応できるんだけど、結構難しいというそういう意味でしたっけ、どっちでしたっけ。
0:27:46	原燃の新津です。火災の感知が困難であるということで、考えております。
0:27:53	それと火災対策室の佐藤瀬戸金なんていうのは要は、火災感知器でも一応できることはできるんですよ。
0:28:12	銀聯のユフです。衛藤。
0:28:15	浅井の
0:28:16	発生の考え方として、どちらユニットの、内部の電動機、
0:28:21	が、
0:28:23	火災が発生するということを想定していますが、金属筐体に囲われていることと、
0:28:29	江藤間か電流等で、
0:28:32	火災が発生するけどすぐに、
0:28:35	遮断器等で火災が止まってしまうというので、
0:28:39	火災感知器では、感知するのは、
0:28:43	非常に難しいと考え、
0:28:47	はい。火災対策室の齋藤です。この分、この話って、
0:28:51	結局その、
0:28:56	前のパワポ、今回示していただいているパワーポイントの中で、ここのお話を技術的にどうやって説明しているんですけどっけもう一度、
0:29:04	確認したいんですけど。
0:29:09	8 ページのところを見ればいいんですかね。
0:29:16	原燃の新津です。今私が説明差し上げた点につきましては5 ページのところ、
0:29:26	一つ目のポツですね、設置、設備が設置されております。ちなみに、その中は、
0:29:35	可燃物がある、グリスがありまして、
0:29:38	過電流で発火元となる可能性があります、
0:29:41	継電器で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:44	修繕を訂正させる機能があります。かつ、ちらりとが金属で覆われた構造なので有効に感知することができないということでこちらに記載しております。
0:29:55	火災対策室の齋木です。そ、ちょっと書きかたの。
0:30:01	問題かもしれないんですけども、
0:30:04	要は火災感知器によって火災を有効に感知できない。
0:30:09	理由っていうのが、金属で覆われた構造で、
0:30:15	そのそ、
0:30:17	その外側では、その外側で火災を検知する火災、
0:30:23	感知器では有効にかん火災を感知することができないと、だから、機械の内部のものを使って、
0:30:31	火災を感知すると。
0:30:33	いうことの方法をとるという理解によかったんですね。
0:30:40	記念のニイツです。その理解で問題ありません。
0:30:44	わかりましたすみません、5 ページのところをもうちょっとさ。
0:30:57	ということがわかるように、
0:31:03	すみません、
0:31:08	記載
0:31:09	していただいても、えっとしてを充実し、
0:31:13	していた。
0:31:20	規制庁にいただいてもいいですかね知恵プラユニットの外観と、中津と宮井ふうにもないわかりしていただければ、その部分について私からは以上。
0:31:32	池谷規制庁ニシウチです齋藤室長すみませんちょっと音声若干混線していて、
0:31:38	今自分の声ってクリアに聞こえています。
0:31:42	今は聞こえています齋藤です今聞こえています。今これですねちょっと申し訳ない。もう一度ご発言いただいてもいいですか。先ほどの趣旨をすみません。
0:31:50	最後の部分でよろしかったですかね。
0:31:54	5 ページの、今写真を出していただいているところ。
0:32:01	2 買うチラーユニット外観という写真において、
0:32:04	出していただいているんですけども、このチラユニ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:09	この外観からいくと、所金属に追われた構造といっても何か所々隙間があるように見えるんで、そういうところで火災が感知できるようにも見えなくもないんですね。
0:32:21	なので、実際に、この5ページの説明の中で、どちらユニットが金属で覆われて火災が感知し、隙間とかからでも感知しづらいと。
0:32:33	というようなことをきちっと
0:32:36	明確化しておいていただきたいんですけどもよろしいでしょうか。
0:32:43	これで大丈夫でしょうか。
0:32:46	元のニイツ音声の方、良好です。資料の修正につきましては、処置いたしました。
0:32:56	はい。火災対策室の齋藤です。私からは以上です。
0:33:03	系統イトウです他よろしいですかね。はい。
0:33:08	では次のグループに、
0:33:12	移ります。
0:33:13	学園事故整理表だと、121番と122番。
0:33:21	ですかね。
0:33:23	介護の指摘事項、二つ目の部分。
0:33:26	まずは121番については特に質問はないです。
0:33:32	で122番の方ですね。
0:33:35	すいませんちょっとこれ、私回答を見て、ちょっと趣旨がとらえきれなかったところがあるんですけども、
0:33:44	回答と、
0:33:48	パワー報。
0:33:50	とかを見ると、この9ページあたりですかね。
0:33:56	これはあれですかね何か影響軽減、
0:34:01	火災の影響軽減の観点から耐火駅を設けるか設けないかっていう記載が、そういう審査基準の中身があってそれ、
0:34:12	おい、
0:34:14	それに基づいた記載を、
0:34:17	あれ、回答されて、そういうことですか。
0:34:26	原燃の三つです。そうですね火災防護の審査基準に基づいて、貯蔵閉じ込めやSAの設備、施設につきましては、
0:34:37	火災区画での分離というのがないというところを、説明をしております。
0:34:45	規制庁井藤です。
0:34:48	ちょっとパワポの方でいきますか9ページで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:53	ズーっと米印で、
0:34:58	普通、
0:35:00	ポツがあると思うんですけど一つ目のポツで、
0:35:04	階段室とパイプ説室が、放射性物質貯蔵等の機器等が設置される場所に該当すると。
0:35:11	で、
0:35:14	イマセ海田氏とパイプすでにそんなそういう機器があるんですけど。
0:35:22	原燃のニイツです。階段室やパイプ室に直接あるということではなくてですね等、こちらが廃棄物処理建屋という建屋になっておりまして建屋、
0:35:36	一つで、大きく、
0:35:39	区域を切っておりますので
0:35:41	廃棄物処理建屋のにゅ、この区域というところで貯蔵閉じ込めの機器が設置されているという、
0:35:49	説明となっております、
0:36:08	元のニイツです。そういう意図で記載をしております。
0:37:22	原燃のニイツです。火災区画に設定して、系統分離が要求されている場合には、
0:37:33	火災防護審査基準の2ポツ、3の影響軽減の、
0:37:40	何か
0:37:47	民報さんの(2)のところ、
0:37:50	火災区画というのは、ABCで、3時間の耐火兵器だったりというので分離されていることという要求がございますが、
0:38:00	こちらは安全停止に関わるもののみとなっておりますので
0:38:05	貯蔵とじ込みはSAの方にはこれらの、
0:38:08	要求がされていないというところで物理的な要求が、
0:38:12	ないと解釈しております。
0:38:16	はい季節をイトウです。少々お待ちください。
0:38:37	はい。そう。イセとイトウです。物理的に分離が要求される火災区画ではないと。
0:38:45	それ、その上でそれぞれの場所における隔壁の配置状況を踏まえて、
0:38:52	火災区画として設定したっていうところなんですけれども、
0:38:59	具体的にどう、
0:39:00	配置状況踏まえたのかっていうところの説明をいただきたいんですが、よろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:07	原電の三つです。
0:39:11	パワーポイントの 10 ページでちょっと英語御説明を、
0:39:15	いたしますが、
0:39:18	10 ページは階段数のNNW4-11 となります。この目の前は、通路部になっているんですがその通路部の壁が、
0:39:29	ずっと続いてますのでこの壁沿いで、
0:39:35	過去上の配置状況ということで壁沿いで区画の方を切っているということになります。
0:39:53	ケットクセイトウです今は階段室の説明でした。
0:39:58	30 年度にですねと階段室の説明になります。
0:40:06	他のパイプ 10 室と、あともう一つ、カルバートについても説明してもらいたいんですけど、現状の日程すいません。
0:40:13	そうしましたら次 22 ページになります。
0:40:19	12 ページにつきましても北川のところでずっと
0:40:24	北川の部屋の壁が続いてきてますのでその延長線で、
0:40:28	加来の方来ておりました、あとわあ、南側ですね、こちらも、
0:40:33	柱等も
0:40:35	一応踏まえてそのところで、
0:40:38	加来のほう聞いております。部屋の区切れ。
0:40:44	13 ページにつきましては、
0:40:49	5-14-3 の北川がポンプ室になっておりますので、
0:40:54	こちらの、
0:40:56	ツカベ沿いで、区画の方をそのまま延長線上で切っております。
0:41:11	特設をイトウです。
0:41:13	野辺衛藤、ここ。
0:41:15	服着られてますというのはわかったんですけど何かこういう基準で火災区域、区画の境界を設定しますみたいなそういう考え方って、
0:41:26	決まってるんですかね、はっきり。
0:41:37	限度ヒロキでございます。まず 1 通は、火災区画と指定の決めはございません。
0:41:47	東海大としまして運用で、持ち込みヶ年と、それから可燃物の影響等をそれぞれの部屋で、
0:41:56	一応管理をしているというところから、そもそもこれ、この番号とは違うんですけども、部屋番号を持っています。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:05	それを参照した上で、許可ですね許可の方で、まず部屋番号を取り、取りに行つて、
0:42:15	工認においては今の審査基準において、区画の設定が補鳥海については、いらぬというところから、具体的な部屋番号は、認可上はとっていない。
0:42:31	というところになりました。今回、バックフィットで、やはりそれぞれのトレンド管理も必要だということから、許可を参照しながら、その運用面でこの部屋番をとっているということになっておりまして、
0:42:46	なので、今後の火災感知につきましては、今お見せ提示してございませぬ、この番号でずっと管理、
0:42:56	運用管理していくものと、我々はそのように考えております。
0:43:03	規制庁伊藤です。はい。すいません。何か他、
0:43:09	火災区画の決め方が何となく、部屋、
0:43:13	タダノ部屋番号ですみたいな言い方に聞こえるんですけどパワポの、
0:43:19	26 ページ、2、
0:43:26	かつ細胞区域区画の設定があつて審査基準等、既工認の設計の適用性が入つてますよねと。
0:43:37	今のご説明つてこの審査基準なり基本設計方針に沿つた回答になつてるんですか。
0:43:48	原理 6 でございます。回答になつているものと考えておりますと申しますのは、先ほど新津からも説明ありました通り、基本事項の両括弧 1、
0:44:00	について、安全停止ですぬ安全機能を有するこつたところは、工認上要目表で、
0:44:10	区画番号を登録、
0:44:12	しておりまして、
0:44:14	それが、要は安全停止に絡む部屋番号になつております松浦も含まれておりますけども、
0:44:23	一応そつた管理をしている。
0:44:25	一方、閉じ込めにつきましては大枠で区域を設定したものとなつておりますので、要目上、区画の番号が出てきていない。これが今ご説明差し上げています。
0:44:37	増強等ですぬ、廃棄物処理棟建屋、
0:44:42	になつておりまして、
0:44:44	ですのでそこについては今回のバックフィットを含めまして、改めて部屋番号を要目の管理ではないんですけども、番号を取りに行つている。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:57	というところから、この番号が今後の我々ですね東海第2の運用。
0:45:04	要は、火災感知等を含めたその運用面で、番号が独り歩きしても、ここだというふうにわかるようにし、定めていくというものになっております。
0:45:39	規制庁西内ですけど、ちょっとオガワいろいろ確認したいことがあってですね。
0:45:51	今まずすいませんねちょっと伯東なんですけどね。
0:45:58	閉じ込め機能の方の、
0:46:02	ネット区域、
0:46:05	もちろん放射性廃棄物査定みたいなものを区域としてやっていって、
0:46:09	今今回図面とかいろいろ回っていてその中に区画化してますよねと、それは要目で登録してない。
0:46:17	なぜ。
0:46:19	江藤衛藤。
0:46:21	系統分離で要求してないからは、多分関係ないはずであってというのですね、
0:46:29	基本設計方針の順番がその通り、すべてだと思うんですけど、
0:46:34	まず、
0:46:35	火災区域区画設定してますよね。
0:46:37	まず、
0:46:39	そこに対して火災防護対策してるんですよね、発生防止、感知消火、影響軽減、
0:46:46	で、その影響軽減の中で、放射性物質の閉じ込めっていうものに対しては、ちゃんと区域として分離をしましょうねっていう。要は、プラスの要求なんです。
0:46:56	区域の要求って別に系統分離の要求とは違う、そもそもの要求だと理解をしていて、その一番スタートの、
0:47:05	ちょっとその認識が若干ちょっと私は違うのかなと思ったんですけど、八尾さん、ちょっと認識がちょっとずれてるかどうかは正直説明を聞いてよくわからなくて、
0:47:13	今、だから少なくとも要目表上は、
0:47:16	放射性物質の閉じ込めに係る火災区画を設定していないってことなんです。
0:47:24	人間できるけど、えっと、
0:47:27	今の26ページで参りますと、②番ですね、②番にありまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:34	区画の要求がないので要目上の登録はしていないということにしています。
0:47:40	なってます。
0:47:44	あくまでも、ここでいう、両括弧 1 の中で①と②というように設定されておりまして、
0:47:53	高温停止で運転手が必要、要求されてるところは、区域及び区画、
0:48:00	放射性物質の貯蔵閉じ込めについては、区域、
0:48:04	というところから、公認工認は、これに基づいて、
0:48:09	原子炉建物については、タテについては、区域区画、
0:48:15	等ですね廃棄物処理等から処理建屋につきましては、区域、
0:48:21	というような考え方をもとに整理をしまして、
0:48:27	規制庁ニシウチすみませんちょっと今若干聞き逃してしまったんでもう 1 回だけ確認なんですけど今平木さんおっしゃった、安全低周波区域区画閉じ込め区域っていうのは、おそらく基準の話ですか。
0:48:41	今、どここの部分を説明いただいたんです。ごめんなさい。ヒロキです申し訳ございません。今のパワーポイントの資料 2 の 26 ページで、
0:48:49	まず審査基準は、
0:48:52	の下段ですね、2、2 ポチの両括弧 1 の①と②をご説明差し上げました。
0:49:00	だからここでそもそも閉じ込め今日系統分離のところではなくてってことですね。
0:49:06	スタートとして、わかりましたが、ちょっと待ってくださいね。
0:49:44	規制庁西内です。すいません。
0:49:47	後 5 分ほどお待ちいただいてもいいですか。ちょっとだけ。
0:51:48	規制庁西内です。ちょっと区域区画の四方空とかも含めた扱いはちょっとこちらでもちょっと事実関係よく軽油を過去の資料とかメディア確認をしておきますけど、
0:52:01	ちょっとそちらの方でも何か資料がまとまっているものがあるんであればちょっとご提供いただければ明確にしておいていただければと思いますと、その上いずれにしても、その今添付
0:52:11	資料の方の図面とかで示してもらっている、要は建屋全体ではなくてその中の各、先ほど部屋単位という話をされましたけど、それについて
0:52:23	その単位で火災防護対策発生防止から感知消火影響軽減もいろいろやっている、営業権はその、その廃棄物あれですけどね。
0:52:30	という対策をやっているものだと理解をされていて、じゃあその、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:34	単位をどうやって決めてるのかっていうところのちょっと回答をいただきたいっていうのが趣旨ですと。
0:52:40	要は部屋と部屋単位と言いながら部屋になってないところも区画にしてたりするじゃないですか。
0:52:46	それをどうやって決めてるのっていうと、
0:52:48	火災防護審査基準でも離隔距離とかそういう考え方があるので必ずしも壁以外、壁で、壁以外の要素も多分そこには考え方で含まれていて、そういうところをちょっと明確にさせていただきたいというのがちょっとまず求めたいことです。
0:53:02	また確認をしたいという中止ですと、
0:53:05	確認した趣旨はよろしいですかね。
0:53:09	できるヒロキでございます。はい。承知しました。
0:53:13	はい。本件齊藤室長からの事実確認線前回いただいた点ですけどね補足確認することありますか追加で。
0:53:22	火災対策室の齋藤です私としては今西内からお話したようにですね、火災防護審査基準である火災区域っていう、
0:53:33	考え方が火災区画火災区画とした考え方で分離上の考え方をはっきりとさせて欲しいと、それがはっきりしている理由があるのか理由がないのかと。
0:53:44	いうところをですねすいませんが、きちっと確認していただければと思っております以上です。
0:53:53	後よろしいですかね。はい。
0:53:55	江藤。じゃあ続けて9個。
0:54:01	すみませんちょっと今の火災区域区画の関係で、1個だけ、申請書の記載NOところを確認したくてですねえっと、
0:54:12	新設というか添付書類の火災防護に関する説明書のところ、
0:54:18	ちょっと
0:54:20	申請時点で、どういうつもりで書いていたのかっていうところだけなんですけど、今ご覧になれますかねローマ数字Vの1-1-7の説明書
0:54:32	方、
0:54:33	いつ枚めくると、
0:54:36	134ページ、右下134ページで、火災区域及び火災区画の設定っていうのが、3ポツ2でありますと。
0:54:47	火災区域及び火災区画の設定に関しては、既工事計画から変更はないと書いてあります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:55	ここで変更がないって言っているのわあ、要目表に書いてある。
0:55:04	区域カクウに変更はないというそういう意味で書いてますが、ちょっとそこの意図だけ確認させてください。
0:55:47	スゲノニイツです。
0:55:50	こちらを記載したイトウとしましては既工事計画の時点で区域区画の設定の考え方等も記載をしておりますがそちらの考え方も変わっておらず、
0:56:00	かつますそこが変わってないので要目表の方も変わっていないということになり、
0:56:07	当期セットイトウです。何でこの質問したかっていうと新しく火災区画として設定するところがあると、今回の火災バックフィットにあたって、
0:56:17	あるというお話があって、多田倉庫の火災区画の話、何だ、新しく決めてるっていうところは、ここへ、
0:56:27	この説明書で言ってるところの、火災区画、区域及び区画の設定っていう中には入っていないっていうそういうことでよろしいですかね。
0:56:37	とりあえず今の時点の見解として、江藤議員のニイツです。江藤。その理解で。はい。
0:56:44	はい。セットイトウです。わかりました。
0:56:47	それ、
0:56:49	江藤さん。確認事項の 121122 については私からは以上です。他によろしいですか規制庁側。
0:57:01	WEB参加の方もよろしいですか。
0:57:07	火災対策室の齊藤ですけどいいですか。さっきそっちがあるならばそちらからどうぞ。齋藤さんお願いします。はい。
0:57:16	ナンバー122 番の、
0:57:19	甲斐該当の年 122 番で二つ話があって、前段は今は、先ほどまで確認させていただいた話で、
0:57:31	後段の部分についてちょっと確認したいんですけども、
0:57:36	火災が発生した場合の火災発生場所を把握して、確実に中央制御室イデ伝達できる運用についてっていうところを確認したいんですけど。
0:57:49	これはすみませんもう一度、どこのページを見れば、その話がわかるようになってるのか教えてください。
0:57:58	原燃の新津です。
0:58:01	運用の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:02	件につきましては資料 2 の 9 ページのところで、記載のほうを修正しております。具体的に言うと火災が発生した場所を把握というところで、
0:58:15	9 ページの一つ目の矢羽根の 123 行目のところで、
0:58:22	床面のマーキングと、可燃物厳しい持ち込み禁止エリアであることの明示のところに、火災区画の番号、名称を
0:58:33	明示現場への明示ですね、をすることで作業員としてもしっかり
0:58:39	火災区画の番号と名称が把握できると。
0:58:41	ということで考えております。
0:58:47	火災対策室の齋藤です。文章だけだと正直すいませんよくわからないので、
0:58:53	ただ現場ではどういうふうにするかっていう話は写真とかでは示せないと思うんで、こういった部分について
0:59:02	イラストとか、わかる、イラストになるんですかね、みたいな形で、どんな感じできちっと把握できるようにするのか。
0:59:13	教え、示していただいてもよろしいですか。
0:59:21	原電の新津です。イメージとしてはその可燃物禁止エリアの明示とその区画名称、番号名称が入ったその掲示のイメージという、
0:59:30	感じでよろしいでしょうか。
0:59:34	火災対策室の齋藤です。要は、火災が発生、T-Cエリアの明示もそうなんですけれども、特にその火災が発生した場合に、
0:59:46	人がきちっと中央制御室に対して、どこで発生しましたということが、どのように伝わるのかと、ということがわかるように、
0:59:58	イラストとしてきちっと示していただきたいんですね。その中には、今新居さんから話あったような、掲示物のイメージというものも当然含まれるのかなと思っています。
1:00:16	元のニイズです承知いたしました。作業員が、
1:00:21	見て出つつ、通信設備使って、一応制御室に行くみたいなイラストと、先ほど私が話したような、
1:00:28	イメージがわかるような図の方を入れたいと思います。
1:00:34	はい。火災対策室の齋藤です。ちなみになんですけど、中央制御室はその部屋番号とかを言われたら、直ちにわかるんですよ。
1:00:45	それだけすいませんちょっと確認しときたいんですけど。
1:00:49	元のニイズですと調整月でわかるようになっております。
1:00:54	火災対策室のサイトウでそれはあれですか他の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:58	話とかも含めてか、部屋の番号みたいなものは、他の話も含めて全部共通だからってそういうことなんですかね。
1:01:13	いや、中央制御室の人がその部屋番を言われるとその位置がすぐわかりますよっていうのは例えば、
1:01:21	受振火災受信機とかだと、部屋の、どっかのアドレスが表示されれば、そこに図面の上に、
1:01:30	図面でそのアドレスがどこですよっていうのがわかるような図面が添付されてたり、それを補足するような画面が表示されるという形になるんですけど、電話でそれを部屋番号言われた場合には、
1:01:43	どっかで図面等、場所が比較できるようなそんなものが常に設置されていると、いうふうな理解をすればよろしいんでしょうかということなんですけども、そこはどうなんでしょうか。
1:02:06	原電の新津です。中央制御室の方にその図面を置いて、
1:02:12	マップですね、置いて、衛藤区画の番号を言われた場合にどこからわかるように考えております。
1:02:20	火災対策室の齋藤です。その部分をですねセットで、きちっとわかるような説明にさせていただければと思いますよろしく願いいたします。私からは以上です。
1:02:34	季節をイトウです。他、121、122 関係よろしいですかね。はい。
1:02:43	では次にいきます頭皮
1:02:45	し確認事項の 123 番 124 番関係、123 については特には特にはないです。
1:02:56	124 番、これも私からはないごめんなさい。海水ポンプ室についてはわかりましたと。で、
1:03:06	常設代替高圧電源装置置き場について回答だと、何か記載追加したってあるんですけど、資料 2、2、2 とか 3 にそこがないですよ。
1:03:19	どっかにありましたつけ。
1:03:25	元のニイツです。衛藤。
1:03:27	本日お持ちした資料の中にちょっと入れられておりませんが、以前まで、
1:03:35	提出しておりました補足の 5 の方に反映をしております。
1:03:41	季節をイトウで生徒反映をしておりますというのは、次回の
1:03:46	ヒアリングか何かで撮ったする予定というそういう理解でいいんですつけ。
1:03:51	前回のですすでに反映されていたってということはないと思うんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:04	原電の新津です。資料の方へは、こちら、パワーポイントで示してるものと同様に反映をしておりますので、別途提出という形でもよろしいでしょうか。
1:04:18	今出てきていない以上は追って出してもらうことになると思いますけどわかりました。はい。今後提出予定ということですね。はい。
1:04:30	原燃の新津です。
1:04:32	今後提出をさせていただきたいと思います。
1:04:34	はい。
1:04:35	わかりました。
1:04:38	私からそのぐらいなんですけど 123124 関係で、規制庁側から、ほかにありますか。
1:04:49	よろしいですかね。はい。
1:04:52	では次が 125 番。
1:04:56	この間地形の監視範囲と。
1:04:59	これはパワポで言うと、
1:05:10	15 ページ辺りですかね。
1:05:15	と、T0102 で例を示してもらっていてこれが反映監査範囲で、
1:05:22	あるという。
1:05:24	のはわかったんですけど
1:05:26	すみませんちょっと素朴な質問をさせてもらいたいんですけど、監視範囲って何かと途中で障害物とかがあって、それで遮られると、監視範囲が、ちょっとその部分だけ、
1:05:38	なくなるみたいなそういうイメージでいたんですけど、この
1:05:42	折れ曲がっているっていうのはどういう、何か物があってその制度でも上がるんですかちょっとそこの考え方だけお聞きしたいんですけど。
1:05:56	原燃の伊勢です。
1:06:00	綺麗な絵になっていないのは、炎感知器のももとの監視範囲の、
1:06:06	機器の仕様といいますか。
1:06:09	ちょっと大変上になる。
1:06:12	ような形で、
1:06:15	要は、これってサンパ町の炎感知器なんですけど、その炎の揺らぎとか、
1:06:21	そういうので、
1:06:22	綺麗に、
1:06:24	悪くならないのが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:27	こういう感じ範囲で、
1:06:30	下を見るような形で、例えば、左上の階段室のところにある赤い
1:06:39	綺麗な絵が書いてある。
1:06:42	ような形、マスターを見ると、このような形で、
1:06:47	えっと見えるんですけど、少しでもこう傾いて横を見ると、
1:06:52	先の方は少しそこすぼまっていくような形で、
1:06:55	監視しているっていうものになります。
1:07:01	規制庁イトウえさなるほどですねだから、障害物とかではなくて、この感知器の取り付け方という形で性質というか、それでってことです。はい。
1:07:14	わかりました。
1:07:16	へえ。
1:07:18	525 番は、
1:07:21	私はそのぐらいなんですけど他に皆さん、何かありますか。
1:07:26	はい。
1:07:31	火災対策室タナベですけどパワーポイントの 15 ページGのところ、
1:07:38	これは代表例として、
1:07:41	①②を、
1:07:44	太線で表していただいたと理解していますが、
1:07:52	危機の後、
1:07:55	用地費、裏側を監視してるもの以外の、
1:08:00	フロア全体を監視するものは 8 個ということで、
1:08:05	この 8 校すべて、
1:08:10	の開始範囲は、
1:08:12	もうフロア全体、漏れなく監視できるとそういう理解で間違いないでしょうか。
1:08:32	原燃の伊勢です。
1:08:35	もともとを示しているアノ 8 個、オク、
1:08:39	記載している。
1:08:41	8 個の炎感知器で、障害物がない場合は、こちらでこのリアクター 6 回の
1:08:49	すべてのエリアを見れるように、
1:08:54	設置しています。で、
1:08:56	かつ、この今回つい、前回追加した、
1:09:02	11 個の感知器で、
1:09:04	ものの裏側、常置品の裏側だったり、テンクレの裏側、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:10	下側、
1:09:11	阿藤。
1:09:12	燃料取替機、
1:09:14	の裏側とかを見れるように、
1:09:18	追加しております。
1:09:20	火災対策主査なんです、そうするとすいませんこの、
1:09:25	今回太字で示していただいたのはもともと設置してあった、炎感知器の範囲をわかるようにさらにイメージしていただいたと、そういう理解でよろしいでしょうか。
1:09:39	原燃の伊勢です。その理解で問題ありません。
1:09:44	課題対策主査名で追加しました。
1:09:51	規制庁イトウレ数百 25 番関係はよろしいですかね。はい。
1:09:58	電話 126 番煙吸引式。
1:10:03	検診と設備の関係ですけれども、
1:10:11	今回図面を出していただいて、私からは特段ないんですが、齊藤室長コメントありますか確認事項ありますかでしょうか。
1:10:24	火災対策室の西郷です。
1:10:28	私はこの部分については話のつじつまが合ってるかどうかというところを、とりあえず確認をしたいんですけれども、今回のパワーポイントで言うと 18 ページのところに、
1:10:42	断面を示していただいているんですね。で、
1:10:47	18 ページを見ると、基本的には、空気の流れと煙の流れが、おそらく一緒になってナイトウへと話がおかしくなるんですけれども、
1:11:00	この中でですね、
1:11:08	やっぱりちょっとは、煙の流れと空気の流れ、可愛矢印と青い矢印が、何かお見合いしてるようなところがやっぱりあって、
1:11:18	なんでこれで、
1:11:20	煙の流れと空気の流れが、
1:11:25	一致して立地してないのかなというのをちょっと確認したいんですね。まず一つは、
1:11:30	AA断面の図面で、右側のところで一番右上の端のところで、
1:11:37	赤、青と赤が途中まで一緒に来てるんですけど、その左側に青い矢印が左から右に来てるんで、
1:11:47	普通考えると煙の流れってそこで滞留してしまうんで、そのさらに左側にある。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:54	吸引式の建設日まで煙が届かないんじゃないかっていうふうに見えるんですけども、
1:12:01	この辺はというふうに解釈すればいいのか教えていただいてよろしいですか。
1:12:21	原燃のニイツです。今ご確認いただいたAA断面の右上につきましては、
1:12:27	これはAの壁の一番右側、サトウ平面図でいうと右側のところの断面になっていて空調機から、
1:12:36	真上に、
1:12:37	上下方向のみを示しているのですが、18ページの右下のところで示しているのが平面図上での横方向の空気の動きを示しているんですけど、
1:12:50	今、ご確認いただいたところにつきましては、
1:12:54	空調機から、左側に流れて行って、左の壁に、
1:13:00	使って、
1:13:01	流れとしては、煙吸引、
1:13:05	九電工ですね、の方まで流れて行って、感知ができると考えております。
1:13:15	火災対策室もさ、
1:13:17	です。
1:13:19	ダンメンって、今18ページの図の、
1:13:23	下側の平面図の方でいくと、一番右端のところ、断面をとってると思うんですけども、
1:13:32	そうだとする等、
1:13:37	あれでちょっと断面で見てるのと、ここのヤギ1左側のラインの矢印と何かちょっと違うような気がするんですけども、
1:13:49	何かそこら辺って、私の理解で正しいんですかねそれとも、私の見方が間違ってます。
1:14:01	元の三つです。AA断面につきましては、右下の平面図っていう、
1:14:10	今、示してる1、壁の一番右側から、
1:14:16	左側を見る。
1:14:20	ですね。はい。
1:14:22	いう認識で、と記載をしております。
1:14:28	火災対策室の齋藤です。すみません。すごい細かいこと言うんですけど、だから

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:33	断面で一番右側に上に立ち上がってる赤い矢印っていうのは、この左下の平面、右下の平面図を見ると、
1:14:47	要はそれって一番、
1:14:50	右側の側面じゃなくて左側の側面のものを、
1:14:54	このA断面のところまで映してそれで示してるってそういうことになるってことですか。
1:15:50	元の三つですねと。
1:15:52	イメージしているのはですね、ヘレンズ上だと、Aが真壁に、
1:16:00	あるような形、壁の中にあるような形にはなっているのです空調機を切るようなイメージで空調機断断面のところで、
1:16:10	風の流れを記載、断面の方に記載をしております。というのが、特徴キーのところから、
1:16:17	平面図だと、上戸谷下に行く方法の矢印がありますが、これらが断面で言うところの空調機から上に上がって行って、右左に分かれている。
1:16:29	イメージして、
1:16:34	火災対策室の齋藤です。
1:16:37	空調機置き空調機のところ来てるんであれば、ごめんなさい断面の位置を示し方のすいません工夫は要るかもしれないんですけども空調機で切ってるように見せてもらっていいですかねというのが1点と、
1:16:50	今平面図のところ2aとかさの想定矢印がついてるんだとすると、普通に考えるとそこで起きるんであれば、空調機に吸い込まれてカラーそれから日一つ左側の
1:17:04	赤い矢印でいくようなそんな流れになるのが普通だと思うんで、一番右側の壁自体に上がってくってというのがちょっと想像しにくいなと思ったんですけど、逆に言うと空調機ってそこまで、
1:17:20	空気を全部吸い込むほどの、
1:17:23	ものはないと、そういうことを示してるってことなんですかね。
1:17:46	原燃のニイズです。メインで、
1:17:50	考えているのは先ほどおっしゃられた通り空調機で吸い込まれて、
1:17:56	初期から流れていく。
1:17:58	ルートをメインで考えておりますが、衛藤。
1:18:02	万が一ですね吸い込めないような、橋野橋野というわけでもないですけど、
1:18:07	である場合にも煙が自然に上に流れていく形で

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:13	空調機が作っている空気の流れに乗って煙が急変後に流れていくと考えており、
1:18:21	火災対策室の齋藤です。基本的にはここで空気の流れ、
1:18:26	というので考えると、やっぱりその煙の流れと空気の流れって基本的には多分一緒だと思うんで、そこが矛盾しないようにちゃんと整理していただきたいなと思うんですね。そそういうことを考えると次のB断面でいくと、
1:18:44	1バーン、左側の
1:18:52	一番左側で火災の想定があった場合にどこで検知するんですかみたいな話があったとき2、
1:19:01	ここ
1:19:03	見る等、
1:19:07	また赤い矢印と青い矢印が運用してるところがあるので、そこら辺についてはきちっと確認をいただきたいなというふうに思ってます。それから、CC断面の、
1:19:19	ところについては、ここで、矢印が結構大きく流れてますけれども、こっ
1:19:31	て風の影響ってそんなに、空調機から結構離れてますけど、 空気の流れのその風ってそんなにこっちのCC断面の方で強いんですかね。多分、逆に断面断面で見ると空調機に近いところの方が、空気の流れがよりはっきりしていてCC断面ぐらいになってくると。
1:19:45	空気の流れって風速的にはそんなにいけないんじゃないかなというふうに見えるんですけれどもすいませんその事実関係だけ教えてください。
1:19:55	原燃のニイズです。今はちょっと矢印がそのまま、すべて同じ大きさで記載をしておりますが、事実としてはおっしゃられる通りにCC断面、
1:20:07	のところまでいくと空気の流れというのは弱くなると。
1:20:11	考えております。
1:20:14	火災対策室の齋藤です。私としては空気の流れをきちっと把握しておきたいってことで
1:20:22	ここの部分を保安水準として見るのであればそうだというふうに見ているんですけれども、ということで確認しているんですけれども、
1:20:30	要は志田目の方はあまり空調機からの空気の流れがあまり大きくないので、とりあえず、CC断面のどっから上がったとし、どこで発生したとしても、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:41	このくらいのレベルになると、感覚まず煙わー、上に上がって、そこでとけ、
1:20:50	吸引式の検出設備でとりあえず検知可能なはずだという考え方であるとPB断面については、空調機の影響を大きく受ける部分等、
1:21:01	場合によってはBB断面の左側の方になると、空調機の影響はあまり大きくないんで、
1:21:08	それで空気の流れが上に上がるということになると断面についてはその空気の影響がはっきりするところとはっきりしないところがあるはずだと。
1:21:18	いうそういう理解でよろしいんですか。
1:21:23	元のニイツですねとご理解の、
1:21:25	通りになりますちょっとあの矢印の大きさについては適正化をさせていただきたいと思います。
1:21:32	はい。火災対策室のサイトウですすいませんそこがはっきりわからないと、ここで確実に煙がキャッチできるという話にちょっとならないので、すいませんがその部分についてはですねもうちょっと図面を図の描き方をですね工夫していただいて、
1:21:50	空調の影響がどのぐらいの範囲に及ぶおよんでいるのかというのとそれとあわせてどういう空気の流れになっているのかというのが、合わせてわかるような対応をお願いいたします私からは以上です。
1:22:04	原燃の新津です。承知いたしました。
1:22:09	はい。既設ナイトウですよろしくお願いします。
1:22:13	今 100、確認事項 126 番まで終わりましたと。
1:22:19	127 番が兼用の話があって、ちょっとこっから条文整理の関係にも繋がるんですけど、どう、今参事を回っていて、
1:22:34	条文整備以外で、特に河西室の皆さんとか、
1:22:40	ここで聞いておきたいところの、何かありましたらお願いしたいんですけど。
1:22:54	火災対策室のサイトウです私からは特に、今確認させていただいた事故異常についてはありません。
1:23:03	はい。規制庁伊藤ですわかりました。他もよろしいですか。はい。
1:23:10	じゃあ、すいません、確認事項の
1:23:14	127 番行きたいと思います。
1:23:18	それとまずですね、
1:23:21	確認事項整理表で回答してもらっている中で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:27	兼用に関して本体工認時の説明資料で具体的に示すものがなかったっ ていうのはすみません、具体的なそのどの間地形を兼用してます。
1:23:39	ていう個別の情報はないというそういう意味でよろしいですか兼 用してるってこと自体はわかるんですよね。
1:23:48	元のニイツです。兼用しているということ自体はちょっと前回の、
1:23:54	ヒアリング呉Gにお示しましたイメージ図の中で、兼用するものがある というのは、本体購入の際に、
1:24:04	ご説明をしております。具体的なものがないというのは、今回、どの区 画がそうなのかどの感知器がそうなのかというところまではちょっとなか ったということで、
1:24:17	どの価格の感知器が、
1:24:20	兼用可というところまではなかったので、今回補足の方で記載をさせて いただいたというところに、
1:24:28	廃棄設備等です。
1:24:30	わかりました。
1:24:32	前回のヒアリング資料だと、
1:24:37	どう、
1:24:41	前回のヒアリング資料No3 の、
1:24:44	169 ページかな、69 ページで江藤、ハロゲン貨物自動消火設備でここ は兼用っていうのは、
1:24:55	わかりました。すみませんちょっとついでに次のページの二酸化炭素自 動消火設備の方なんですけど、
1:25:02	これは、
1:25:04	火災感知設備用と自動消火設備用は分かれていて、兼用のものはな いっていう理解でいいんですか。
1:25:15	元の日数ですc二酸化炭素消火設備については兼用のものはないとい う理解で問題ありません。
1:25:23	はい。規制庁伊東です。わかりました。この図だけ見ると、火災感知設 備用って右左一番左の二つだけなんですけど、
1:25:33	火災感知設備用だけで、
1:25:37	網羅的に、
1:25:41	県外への火災を検知できるように設置されるっていうことでよろしいんで しょうか。
1:25:47	整形のレセプトそうですねえと火災感知設備を、
1:25:52	の感知器のみだけで障防法。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:55	に基づく設置の方しております
1:25:58	はい、セトイトウSAとは状況はわかりましたと。
1:26:03	今回、図面上で、兼用のものは示してもらっていて、
1:26:10	とりあえず、これが、
1:26:13	浅井幹事。
1:26:14	兼用する火災感知器ですよというところ。
1:26:17	わかるようになりました。
1:26:20	で、
1:26:21	藤。
1:26:23	それでは、
1:26:25	この関係の話もあるんですけど、117 番の方で、
1:26:33	条文整理の関係で言うんですけども、
1:26:42	まず、
1:26:46	確認事項整理書の記載からいくと、
1:26:50	自動消火設備起動用の火災感知器はMSさんで定義されていて、
1:26:59	安全、
1:27:01	重要度分類審査指針でっていうところの
1:27:05	安全機能を持つものとして、
1:27:08	該当します。
1:27:11	この後に事業者として、火災感知設備用の火災感知器についても適用範囲としていますと、確かにここは前回ヒアリングで、もうお聞きしたところであるんですけど、
1:27:25	これってす、新規制のときの、
1:27:30	何か申請書なり、資料で宣言しているんですけど、ちょっと。
1:27:37	いろいろ資料あさってみたんですけど、はっきり
1:27:42	適用範囲ですっていうのがわかる場所が見つけられなくてですね。
1:28:24	原電の新津です。感知設備Bにつきましては、江藤真世。
1:28:31	要目表対象の設備ではないので、主要設備リストというの方に記載はされて、
1:28:36	おりませんのでそこでも記載がされておらず、他の
1:28:41	説明書だったりとかですね、そのようなところでも、
1:28:44	具体的に今回のような整理については本体今日はお示し水をする資料はございません。
1:28:59	セトイトウです。少々お待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:32	瀬戸イトウです。ちょっとあの新規制のときの書類に何も出てきていないというところなんですけど、そうすると、
1:29:41	何で今回の火災バックフィットの申請の時に、これも適用範囲ですよという話が、
1:29:50	血球に出てきたように見えるんですけども、その位置付けちょっと確認してもらってもいいですか。
1:30:44	はい。当期セトイトウれ数、さつき
1:30:48	等、火災感知器の
1:30:52	火災感知設備の感知器についても、十四条、適用範囲としているところについて整理をお願いしたいんですけど、兼用している部分、消火設備と兼用しているもの。
1:31:07	について、今回、火災バクフィットにあたって度どう変わっていて、新たに設置すると、いうことであれば、
1:31:18	適用っていうのはそれは、
1:31:21	適用じゃないか丸常務。
1:31:23	丸条文っていうところはわかる話ではあるので、少し説明を充実していただければと思います。
1:31:31	整理整理をお願いします。
1:31:47	よろしいでしょうか。
1:31:55	原電の李です。記載の適正化のほう承知いたしました。
1:32:02	廃棄施設をイトウれず、
1:32:04	それで関連でもう1個質問なんですけど、
1:32:12	15条の関係ですね、今回の
1:32:18	資料3の、
1:32:20	ペイジー。
1:32:22	そうか。
1:32:23	5ページで、
1:32:28	はい。
1:32:28	あと15条は、元からばれるにはなってますたねと。
1:32:33	で、
1:32:35	理由欄の説明を読むと、二つ目の段落で、
1:32:40	確認の結果、保守点検がぼいといって、
1:32:46	他発電所との共有または相互に接続する設備はないと。
1:32:52	ということで書いてあります。
1:32:55	ちょっとまず確認なんですけど、15条の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:03	ろ。
1:33:07	技術基準規則 15 条 6 項については、
1:33:12	この解釈込みで考えると、
1:33:17	適用範囲ってというのは 17 条 2 項と、
1:33:20	と同じであるという、そういう認識で、
1:33:27	そちらは合ってますでしょうか。
1:33:40	原電の新津です。その認識で、間違いありません。
1:33:47	はい。イセとイトウです。わかりました。
1:33:49	その上でなんですがここで他発電所との共有または相互に接続する設備はないと書かれている一方で、
1:34:00	申請書を見るとですね、
1:34:04	はい。
1:34:05	申請書のう。
1:34:07	基本設計方針のところ今回まさに変えている火災感知設備のところ、一部、一部東海東海第 2 発電所共用という記載がありますと、
1:34:21	で、
1:34:23	この共用している。
1:34:26	火災感知器ってというのは、どこなんだろうかっていうのと、あと今回の
1:34:34	火災バックフィットに関連するところ、
1:34:37	なのかそうでないのかというところを教えてください。
1:34:54	原電の新津です。今回の火災感知器バックフィットに伴ってその 2 種類つけるというところで、関係してくるのが、緊急時対策所建屋、
1:35:04	が、共用になります。
1:35:13	はい、緊対所の建屋に新しくつける火災バクフィットでつけると、ものが付感知器があつてそれは、それはというか、
1:35:25	緊対所の感知器は共用であると。
1:35:27	すいませんってことは 15 条の理由だつてこれでいいんでしょうか。
1:35:34	他発電所との教諭共有と共用ですかね、共用はないって書いてあるんですけど。
1:37:11	県連の新津です。ちょっと、共用はなくというところが、
1:37:16	改めて、
1:37:18	今ご説明した通り共有するところはございますので記載のほう適正化させていただきたいと。
1:37:26	規制というんですねその辺りはおそらくさっきの話と、そう行政消火設備と兼用なのか、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:33	兼用かそうじゃないか分かれるのかどうかという辺りの整理と関係しているかと思うんですよね。
1:37:40	ちょっとそれも踏まえて適正化の必要があればしていただければと思いますので、
1:37:48	原燃の三つです承知いたしました。
1:37:54	はい。
1:37:55	セトイトウです。
1:37:57	へえ。
1:37:59	と。
1:38:02	それではちょっと条文整理の方、
1:38:06	先に
1:38:08	よろしいですか。はい。先新名総括する兼用の方から言っちゃいますけど、
1:38:16	今回、要否判断で、丸三角。
1:38:25	その見直しが入っていますと。
1:38:29	ちょっと前回のヒアリングで私も大分混乱してしまったところではないんですけど、
1:38:36	ちょっと、
1:38:37	今回ちょっと、
1:38:39	各丁寧に確認させて欲しくてですね、えっと、
1:38:43	丸三角の条文と、
1:38:46	×の条文の違い、適用条文、
1:38:51	であるか。
1:38:52	そうでないかの違いは、
1:38:56	技術基準規則の条文、解釈も込み入って、
1:39:03	設備は今回では火災感知器っていうのは、
1:39:09	ヒットするか。
1:39:18	ヒットしてますよ。
1:39:20	言うとそのヒットするかどうかっていうのが、
1:39:24	マル三角とバツの、
1:39:28	境目であるとそういうその認識でよろしいです。
1:39:38	元例のニイツです衛藤 0 三角と×の境目につきましては、先ほどおっしゃられた通り、その条文要求で、
1:39:46	DB施設は、等で記載されている場合には、都丸さんの方で、今回、整理を改めてしてきており、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:56	はい、瀬戸井藤です。それからちょっと、
1:40:00	今日の資料で、
1:40:02	丸三角×の凡例が抜けちゃってってあれなんですけど、
1:40:07	丸と三角の違いを改めて説明してもらってもいいですか。
1:40:59	原電の新津です。丸と三角の違いに関しましては、今回、参画とする。
1:41:08	今回三角として格上げをさせていただいたものですね。
1:41:17	条文としてはデービー。
1:41:20	施設はということだと、幾つもの、
1:41:23	確認条文とした上で、
1:41:26	ただその中でですね、
1:41:31	津波による損傷の防止償還、今6条のことをちょっと言ってしまいましたが、
1:41:35	それぞれですね、防護対象設備になるかならないかというところで感知設備につきましては、
1:41:43	防護対象です。
1:41:44	設備にしていないことから、液影響がないことが、
1:41:51	いうところで土佐
1:41:56	規制庁イトウですはい防護対象でないというところに、道具についてはわかりましたそれ以外に三角って話してる要素はありますか。
1:42:08	いや、例えば、四条はなぜ三角何でしたっけ。
1:42:53	元の三つです。4条につきましては、地盤の、
1:42:58	条文になりますが、地盤につきましては重さとして、建屋が、大部分を示しているところになりまして今回菅月井というのはそれぞれ、
1:43:11	重さが、
1:43:13	それに対しては十分小さいものであるので、今回、
1:43:17	明確に影響ないことが確認できるというところで三角に整理をしております。
1:43:25	はい、セトイトウです。
1:43:29	説明内容は理解しました。
1:43:32	ごめんなさい、三角の今回の次ですけど凡例でいうと、
1:43:38	三角の凡例って適用条文であるが、すでに不適合性が確認されている条文、または工事計画に係る内容に影響を受けないことが明確に確認できる条文、
1:43:49	であって、またはで繋がってる、二つあるんですけど、今回の三角条文ってというのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:56	どちらですか。
1:44:02	原燃のニイツです。先ほどご説明。
1:44:06	した内容で、
1:44:10	工事計画に影響がないというところでまた以降のところ、
1:44:15	で考えております。
1:44:16	はい。衛藤規制庁イトウでそれを三角今回三角にした条文も含めて、全部三角上はそうであるという理解でよろしいですか。
1:44:24	原燃の新津です。その理解で問題ありません。
1:44:29	はい。規制庁伊藤です。
1:44:32	あとは、
1:44:37	あとはですね
1:44:40	点申請書の添付資料のところちょっと確認をしたいんですけど、ごめんなさいちょっと以前のヒアリングで聞いたような気もするんですけど、
1:44:52	今回、添付資料で
1:44:55	原子炉格納施設の基礎に関する説明書ってのがついてますと、あと耐震性の説明書の中でも、何とか建屋の
1:45:04	説明書が入ってたりする。
1:45:07	それは、
1:45:09	四条関係の添付資料だと理解してるんですけどそれで合ってます。
1:45:46	元の三つです。
1:45:50	先ほどおっしゃられたのが、原子炉格納施設の基礎の説明書だったりあとは、
1:45:59	コンクリートマツノ耐震性だったりあとは、原子炉建屋の基盤。
1:46:03	の、耐震性等についてと。
1:46:06	理解いたしました但しそれについては衛藤4条の、
1:46:10	関連で店舗の方をしております。
1:46:13	はい。規制庁伊藤です。
1:46:16	それで、4条っていうのは三角の条文になってるんですけど三角の条文というのは、添付資料と申請書の添付資料として付ける。
1:46:28	必要があるのかないのかっていうとそれからどういう整理になってるんでしょう。
1:46:41	原電のニイツです。江藤さん架空の条文につきましても、
1:46:47	4条の中のすべてをつけるわけではないですけど今回みたいな原子炉建屋に設置する場合なので減少タテに、
1:46:54	の地盤等につきましては添付するようなことで整理をしており、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:04	規制庁衛藤です。
1:47:07	まず聞きたいのはそうすると一、今回三角条文にした6条から9条とか12条13条の関係部分も、
1:47:15	つける必要があるっていうそういうことになってます。
1:47:19	現在のニイツです。そのように、整理をしております。
1:47:23	規制庁伊藤です。そうですか。とまってください
1:47:27	それって、
1:47:28	うん。
1:47:32	申請書、
1:47:35	要するに、
1:47:37	丸と三角にわざわざ条文を整理している理由がよくわからないんですけどもそれって、もともと何でなんでしたっけ。
1:48:18	エンドウヒロキでございます。申し訳ございません。ちょっと今持合いがないので発電所の方で回答できないから、相澤さんとは言っていない。
1:48:31	日本原電の相澤でございます。ただいまのご質問の件でございますけれども、三角の条文のですね、添付書類にはねない、2018年の大きい工事計画からですね、
1:48:45	変更がない旨をお示しするために、添付書類をつけることにしております。
1:48:52	一方丸のものはですねまさに適用条文で変更が伴うものの、添付書類はもちろんのことなんですけども、三角もそういったことで、関連する添付書類はですね、変更がありませんよと。
1:49:05	三角ではあるんだけど、中身自体は、機構内計画から変更がありませんというのをお示したいがためにですね、そのような整理をさせていただいております。
1:49:16	これは従前からの弊社ですね、政変人の申請の仕方をちょっと踏襲させていただいております。以上でございます。
1:50:45	はい。
1:50:46	はい。規制庁伊東です。今のご回答で、要するに適用条文、
1:50:53	丸と三角は情報提供条文で、その関連の添付資料をつけるという、まず今、そういうルールになっているというところで理解はしましたと。ただちょっとTWLの方とかですね整理が違っていたりもして戸惑っているところではあって、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:12	今の現連のやり方が悪いということではないんですけれどももし整理の余地があるのであれば検討いただければと思ってます。はい。
1:51:23	へえ。
1:51:35	須藤規制庁イトウです。
1:51:39	よろしければ、
1:51:44	後、5条の関係で一つ確認したいことがあります。
1:51:50	地震による損傷の防止で、
1:51:54	今回、0条文になっているんですけれども、
1:52:00	何を聞きたいかという、
1:52:03	今回の申請書の中でもあるんですが、
1:52:12	火災防護の説明書のう。
1:52:16	後ろから3ページ目。
1:52:19	保証ですね。
1:52:26	第5-2報では、これは、
1:52:31	設計基準対象施設を守る、火災感知設備はCクラスである。
1:52:37	ここはわかるんですけれども、5-3の表で、
1:52:42	重大事故と対象施設を守る火災感知設備がこれCクラス、
1:52:49	どっか行ってあるんですね。
1:52:52	すいませんちょっとあのSAを守る感知器が、
1:52:57	AB。
1:52:59	施設になってるってところの整理がよくわからなくて、例えば他の
1:53:06	他の電力だとか、
1:53:09	耐震クラスパーになったりするんですけれども、ここをあえてCとしているの。
1:53:14	その理由を教えてくださいませんか。
1:54:08	現在ヒロキでございます。今、
1:54:15	通しページの149ページの第5-3表になります。
1:54:23	①の中で、括弧書きですね常設代替高圧電源C、装置。
1:54:31	装置等それから禁止緊対所建屋等、これはデービー兼用になっているので、
1:54:37	ABの方へ制度デービーの方でCというように、ここは記載を、
1:54:43	しているものです。正単独になりますバー。
1:54:47	2Eなるものと考えて、
1:54:51	こうだっけないかな。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:56:06	規制庁伊藤です今、回答のあったのが、10、DBと兼用っていうのはこの火災防護対策を講じるSs
1:56:16	すべて。
1:56:18	お話を今されてました。
1:56:36	元ヒロキでございます。数、すべて申しますと、
1:56:41	衛藤。
1:56:43	こういった野瀬アノすみませんちょっとすべててのそのボールがよく理解がちょっとできてないんですけども、ごめんなさい 10、ここの火災防護対策を講じる重大事故等対処施設っていうのは、DBと兼用ですという、
1:56:57	回答が今あったんですけども、これってえっと、この火災防護対策を講じてるSA施設全部がDBと兼用っていうそういう回答なんですか。
1:57:10	現在広げても、それは違います、そうではないですね。
1:57:15	今ご説明差し上げたのはここに括弧書きで記載されている等というように、申し上げました。
1:57:36	よろしいですか。
1:57:38	はい。現在ヒロキでございます今ここの括弧書きの常設代替高圧電源車装置で申し上げますと、
1:57:48	地上面がSAになりまして、
1:57:53	建屋の中、要するに地下階というか建物の中になりますと、デービー
1:57:59	0B、DBS、
1:58:08	えっとで、0DBになります。
1:58:11	ということになりましてこちらはそその上流の方のデービーの方を、
1:58:20	踏襲しまして、Cということにしています。
1:58:23	なので、
1:58:25	フィルターベント。
1:58:33	えっと、低圧代替等ですね、今回
1:58:38	いろいろご説明している、そこはもうSA単独になるものなのでパーになるものと考えております。
1:58:50	という今説明差し上げましたのでここをもう少し米マークとですね、
1:58:57	飛ばしまして、説明をですね、
1:59:00	説明
1:59:02	を、解説を記載したいと考えます。
1:59:11	はい。もう一つSAの欄をですね、付け加える。
1:59:18	等できちんと名明示させていただきたいと考えております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:25	はいすいません。回答としては結局、SAのうちDBと兼用しているものを守る、感知器はCクラス。
1:59:35	末田家のものを守る管つきは、
1:59:39	ババになるとそういうご回答でよろしいですか。
1:59:44	現在ヒロキでございます。はい。そのご理解で結構です。はい。衛藤徐状態は把握しました。書き方はお任せしますが、多分衛藤。
1:59:55	そうですね。
1:59:56	説明は充実してもらったのかなと思いますので、よろしくお願いします。
2:00:10	中央、
2:00:13	お聞きしたかったところは一通り、
2:00:17	言ったんですけど、すいませんちょっと
2:00:21	条文整理表の書き方の話を最後に、
2:00:25	させてもらいたくてですね。
2:00:28	葛西の条文 11 条と 52 条。
2:00:33	どちらもイデ 11 条の方に行きますけど、
2:00:38	理由欄の記載、
2:00:41	二つ欄が変わって一段落には適合性確認対象条文、それはいいんです。
2:00:47	で、2 段落目で確認の結果火災感知設備の改造において、
2:00:53	火災の感知に係る設計を変更すること。
2:00:59	及びにALARAと書いてます。
2:01:03	すいません。及びで何と何をつないでる及びなんですか。
2:01:23	すいませんあの部分の構造を理解したいとまずそそれだけなんですけど。
2:01:56	元例の三つです。こちらは火災感知に関わる設計を変更すること。
2:02:04	へえ。
2:02:06	工事計画で確認された、その機器の選定だったり区域、
2:02:12	や、はセボシ評価影響軽減、その他、
2:02:16	に変更がないことのこの二つのことを、及びで、
2:02:22	規制庁伊藤ですわかりました。で、そうすると背中分としてへん辺で、何か変だっという落としてるかっていうと、火災の感知へかかる設計を変更することから、
2:02:34	基準適合性に影響はないって書いてあるんですよ。
2:02:37	変更するから影響は行ってへんですよ。
2:02:41	多分説明が足りないというのが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:44	わかってもらえますか。
2:02:47	原電のニイツです。そうですね変更すること。
2:02:53	から、
2:02:54	適合性に影響がないというのはちょっと説明が、
2:02:58	不足しているかなと思い、
2:03:06	セイトウですいや、今回やってる中身はわかっているのだからこれまでさんざんとわかっているのだから理由欄の書き方だけ適正化をお願いします。
2:03:17	現在のニイツです承知いたしました。
2:03:24	はい。瀬戸イトウです。条文整理についても、私からは以上になります。
2:03:32	上部整備関係以外も含めて、すみませんちょっと時間過ぎちゃってます。はい。衛藤常務整備関係以外も含めて、規制庁側から他に何かありますか。
2:03:45	ウェブ参加されている皆さんもう大丈夫ですか。
2:03:55	はい。
2:03:57	原電側から、最後に確認しておきたいこと、よくわからなかったようなところありますでしょうか。
2:04:10	原電の新津です。特にこちらからはございません。
2:04:19	はい。それではすみませんちょっと時間も過ぎちゃってて申し訳ありません。申し訳なかったんですけどもこれでヒアリングは終了としたいと思います。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。